

平成28年度税制改正について（外形標準課税関係）

1 外形標準課税対象法人の税率の改正（法人事業税・地方法人特別税）

平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税対象法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が以下のとおり改正されることとなりました。

**法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大**

● 資本金1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を5/8に拡大  
 平成26年度 2/8 → 平成27年度 3/8 → 平成28年度以降 5/8

※ 資本割における特例（圧縮特例、持株会社特例、個別特例）については、現行特例の趣旨を踏まえ、維持。  
 ※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置。  
 ※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

【法人事業税の税率】

割区分	課税標準	税率(%)			
		平成20年10月1日から平成26年9月30日の間に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下(注1)の金額	1.5	2.2	1.6	0.3
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2	3.2	2.3	0.5
	所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人(注2)の所得、清算所得(注3)	2.9	4.3	3.1	0.7
付加価値割	付加価値額	0.48	0.48	0.72	1.2
資本割	資本金等の額	0.2	0.2	0.3	0.5

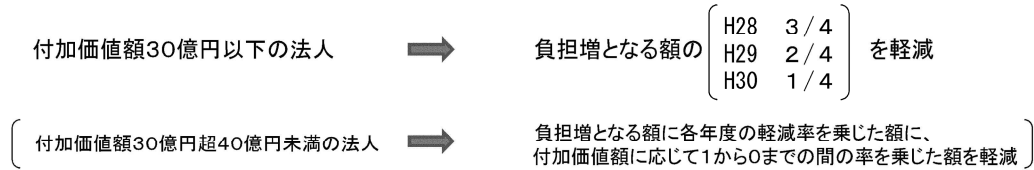
- 注) 1 事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
 2 「軽減税率不適用法人」とは、事業年度終了の日において3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。  
 3 平成22年10月1日以後に解散した法人については清算所得課税が廃止され、通常の所得課税の税率が適用されません。

【地方法人特別税の税率】

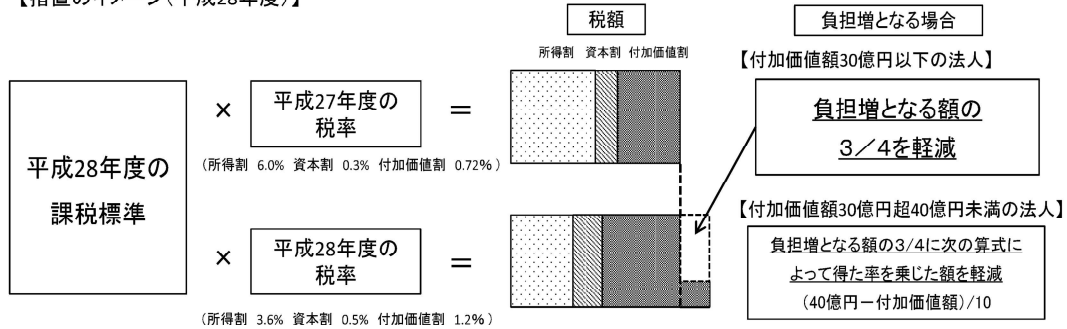
区分	課税標準	税率(%)			
		平成20年10月1日から平成26年9月30日の間に開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	148	67.4	93.5	414.2

## 2 外形標準課税拡大に伴う負担変動に対する軽減措置の拡充

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する以下の措置を講じます。

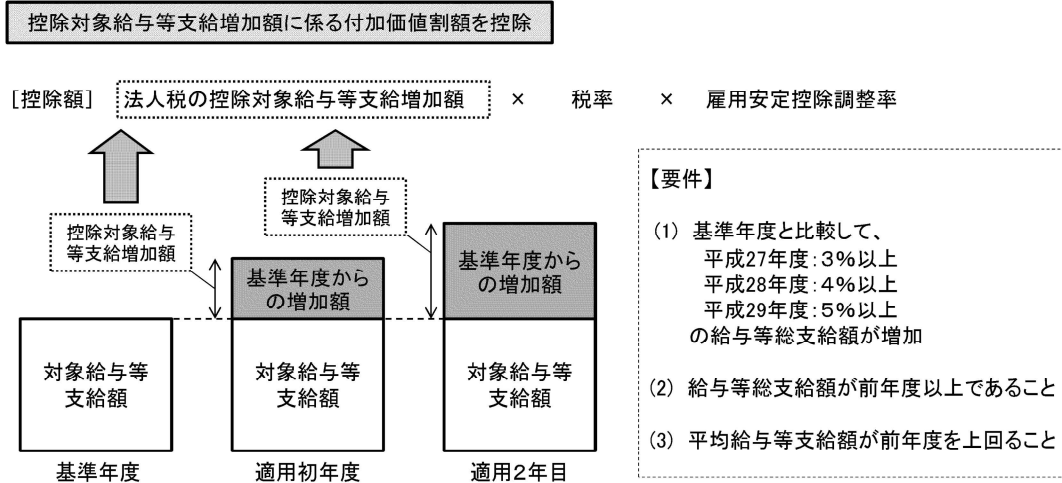


【措置のイメージ(平成28年度)】



## 3 付加価値割における所得拡大促進税制の導入(平成27年度改正)

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の要件に該当する場合には、所得拡大促進税制に係る措置として「控除対象給与支給等増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を実質的に税額控除します。(赤字法人にも適用)



## 4 資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正(平成27年度改正)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)が、資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額を資本割の課税標準とします。

(均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正と同様の改正です。)